

# 日本の在留外国人の就労と技能実習が GDP に及ぼした影響の一考察\*

—在留資格就労者は日本の経済成長に貢献しているのか—

## A Study on the Impact of Employment and Technical Intern Training of Foreign Residents in Japan on GDP

— Are Workers with Residence Status Contributing to Japan's Economic Growth ? —

天 尾 久 夫 (作新学院大学経営学部経営学科)

Amao Hisao (Sakushin Gakuin University, Faculty of Business Administration)

### 目 次

はじめに	57
1. 日本の在留資格外国人の入国者の特徴 —日本で働く海外の就労外国人はどのよ うな特徴を有しているのか—	57
1-1 在留目的の外国人の種別とその推移	59
1-2 コロナ禍での在留外国人の動向の特徴	59
2. 日本の海外労働者受け入れの増加と制度の諸問題 —技能実習から特定技能実習 制度の創設まで—	63
2-1 日本の少子高齢化で起きる労働人口の減少と外国人労働の雇用政策との関係	63
2-2 技能実習制度の概要とその諸問題	64
2-3 技能実習から特別技能実習制度への改変の特徴	66
2-4 実習受け入れ管理団体と実習実施先の管理手法の変化	67
2-5 2023年(令和5年)現在までの技能実習制度の修正と諸問題	68
3. 日本とアメリカで純移民者は経済成長にどの程度寄与し、日本の海外からの在留	

---

\* 本論の最終目的は日本の少子高齢化の進捗による労働人口の減少という事態に、海外からの在留者活用を進め、最終的に入国管理の施策が経済成長に寄与するかを検証することが目的である。本論では出入国在留官庁の統計データ、監督官庁の発表した資料、世界銀行で提供された統計データを用いた。もちろん、この論文の責任は筆者に帰するのは言うまでもない。

外国人の管理は経済成長に寄与したのか . . . . .	70
3-1 日本とアメリカで移民が成長の原動力になっているのかを検証する . . . . .	70
結語 . . . . .	72

## 要 約

2019年の冬にコロナ禍に見舞われ、2024年にその感染症が収束の事態に至った。それ以前より日本政府は、日本の少子高齢化の進捗によって退職者の大幅な増加と少子化による労働人口の減少の問題の対処が喫緊の課題であった。

歴史上、日本は明治維新のときもそうであったが、国難と言われる事態に遭遇したとき、内部制度を大改革する事例が散見される。同様に、少子高齢化による人口の減少、労働人口の減少に対応して、日本も経済システムをそれに合わせる動きが進んでいる。労働人口の減少で、政府は少子化対応・教育への財政援助という策を講じている。それも、ある意味で長期間を必要とするが、労働人口減少の対策として有用と信じ行っている。他方、労働人口の増大を促す意味で、海外から日本への在留目的外国人を活用することも有効と言える。在留外国人を日本で引き受けた場合、居住地域での治安やその家族に教育制度、社会福祉制度、医療保険などで受け入れる体制を構築する必要も指摘でき、そう簡単な施策でないことも明白である。

政府は人手不足を補うべく2019年4月より始まった特定技能制度であったが、特定技能制度により、どのように人手不足が日本で手当されているかについて制度設計の細部まで踏み込み、検証した先行研究は少ない。その制度の欠陥については、ここ数年メディアでも取り上げられており、2024年に技能実習制度の改廃の法案が審議の途上にある。

こうした状況を踏まえて、本論では、出入国在留官庁発表の入国者データを用いて海外からの在留目的外国人の動向や詳細を省察した。まず、現在、日本への在留目的外国人は総数の7割は、アジア地域からである。その内訳を見ると中国、ベトナム、フィリピンの入国者が多く、在留目的は、永住権の保有者、特殊な技能・資格を有する者、留学等、技能実習の4つの目的のいずれかで訪れている。本論では、特に技能実習、特定技能実習について扱い、現在までの技能実習制度の変更点について、過去の制度の欠陥について詳述した。

本論の最後に、2024年アメリカ大統領から、日本ではアメリカのように移民者が経済成長に寄与しておらず、日本は海外からの就労受入れに前向きではないという趣旨のメディア報道があったが、本論で果たしてそのような事が言えるのかを簡単なモデルで実証分析した。その後、論文でも触れたように日本で、特殊技能・資格を有する者の数と技能実習者の数が一人あたり GDP にどの程度の影響を与えたのかについても実証分析を行った。その実証結果だけを要約すれば、アメリカの純移民の増加は一人あたりの GDP を増やす効果はあるが、日本ではそのような関係を確認できない。しかし、日本では、特殊技能・資格を有する者の変化は日本の一人あたり GDP を変化させないが、技能実習者数の増大が一人あたり GDP を増大させてきたという統計的に有意な関係を確認できた。

**キーワード：**在留資格、技能実習制度、経済成長（一人あたり GDP）、コロナ禍後の日本入国の推移、特定技能

**Keywords:** Residence Status, Technical Intern Training Program, Economic Growth (GDP per capita), Transition of Entry into Japan after the COVID-19 Crisis, Specified Skilled Worker

## はじめに

本論の考究は、日本の少子高齢化に対応するため、現状の日本の経済システムに適合して、これまで、海外労働者をどのように活用したのかという疑問が発端となっている。外国人材受け入れのため、1990年（平成2年）6月に我が国も外国人技能実習制度を導入したが、人権問題などメディアで報道され、種々の問題があったことが分かり、2024年に法制を通じて大幅な改正が進められている。そうした制度の問題が、日本の従来の雇用慣行など労働市場の問題から吹き上がったものなのか、本論で明示する。

外国労働者が日本で就労する場合、入国の際、在留資格を確認しているが、その統計を用いて本論では議論を進めた。まず、日本の就労目的の在留資格者の特徴を確認し、日本で就労する外国人の特徴を明示した。これは、海外の就労については日本国が在留資格を認めるかどうかという許認可の事項であり、その状況が在留資格者の統計に現れるからである。日本の種々の産業で人手不足は生じており、その対策として技能実習制度が創られた嫌いがある。現在、これまでの技能実習制度の欠陥が露わになり、技能実習・特定技能制度の改変の動きにつながっている。ここでは、これまで変更してきた技能実習・特定技能制度の特徴について省察した。

最後に、世界銀行の統計データと政府が発表した在留資格外国人データを用いて、純移民（国への入国－退出）が経済成長にどのような影響を及ぼすのかについて、日本とアメリカとの比較を試みた。さらに、日本の就労在留資格で専門的・技術的分野の入国者数と技能研修の入国者数のいずれかが日本の経済成長に寄与することになるのか、重回帰分析を行い、日本の就労の在留資格者の許認可が、経済成長にどのように影響するのか検証を行った。

## 1. 日本の在留資格外国人の入国者の特徴—日本で働く海外の就労外国人はどのような特徴を有しているのか—

日本では、1990年（平成2年）6月在留資格の再整備がなされた。1980年後半のバブル経済後、急速な円高が進捗し、日本で在留し所得を稼得する事に大きな魅力を感じる外国人は多数存在した。日本から海外への渡航者が増えることと軌を一にして、海外から日本への人の流入は増えることになった。とりわけアジアから日本への渡航者は急増していた事が分かる。

1950年から2023年の日本の在留目的別総入国者に占める、海外地域別の入国者総数の割合を記した図1-1を見ると、アジアからの入国者数が圧倒的であることが分かる。コロナ禍後の時点（2023年次）でも、世界の地域別入国者数の比率で、アジアは70%越えた状態のままである。

図1-1 世界地域別 日本に入国した外国人の割合

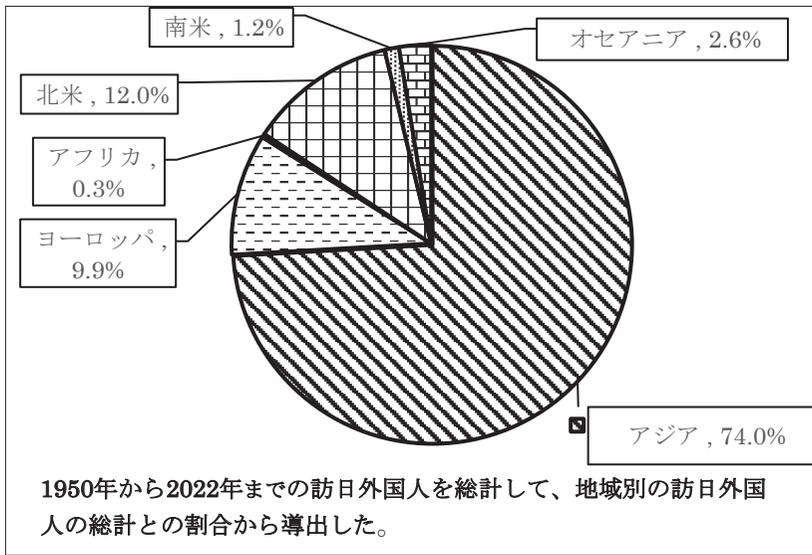
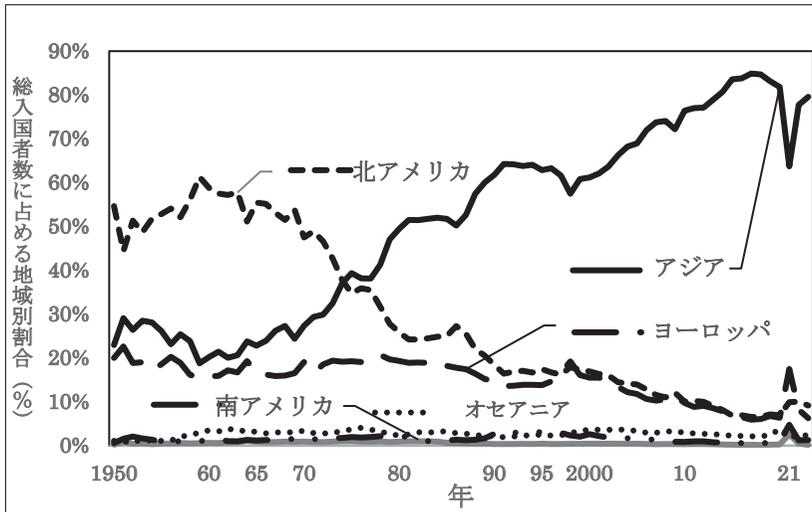


図1-2 日本の入国者の世界地域別割合の推移



つぎに海外からの入国者数の総入国者数との比率の推移を示した図1-2に目を転じよう。まず、第二次世界大戦後の日本の占領政策の影響もあり、1950年に北アメリカ地域より日本の在留資格を持つ外国人の総入国者数は全体の5割以上を占めていた。そして、1970年半ばに、北アメリカを越えてアジアからの日本の入国者数は急増し、北アメリカの数値を追い越し、2010年にアジアの入国者比率が総入国者数の8割を超える事態になった。アジアで大幅に在留入国者比率が低下したのは、2019年末のコロナ禍後2020年だけであった。しかし、それも2023年に80%近辺まで急回復している。アジアの低下の理由は2021年にヨーロッパ地域の在留入国者比率が上昇したためであり、それは付言しておく。

## 1-1 在留目的の外国人の種別とその推移

入国管理当局は、外国人が在留して日本の就労を認める場合、以下の5つのケースがある。

1. 身分に基づき在留する定住者、日本人の配偶者として在留するケース
2. 専門・技術的分野で在留が認められるケース
3. 日本国と他国で EPA（経済連携協定 :Economic Partnership Agreement）によって、ワーキングホリデーなどの特定活動によって、日本で労働することが認められるようなケース
4. 日本に技能実習目的で訪れた外国人に雇用関係を認める（「技能実習」の在留資格）ケース
5. 資格外活動、すなわち留学生等の就労のケース

日本では、流通業・外食産業などでマンパワーの不足しがちな職種があり、それを5.の者で活用した経緯がある。前にも述べたが、1. 2. 4. 5. のそれぞれの就労目的の海外在留資格に関しては、政府の統計で、それらの数値を確認できる。

日本で留学・就学目的とした学生の就労を活用できると申ししたが、もちろん、修学を妨げない範囲で時間制限を設けてであった。それは日本の語学学校や大学で、グローバルサウス（Global South）から訪れる外国人留学生の生活費や学費の一部を賄うことのできる意味もあった<sup>1</sup>。それらを雇用することで、日本の特定産業で生じる労働不足を補うため、経営者に重宝される事態が生じた。なお、政府の発表したデータでは、令和5年については、日本で働く総外国人労働で見て、身分に基づき在留する者（61.6万人：30.1%）、専門・技術的分野の在留が認められる者（59.6万人：29.1%）、技能実習の者（41.3万人：20.1%）と資格外活動（留学生のアルバイト等）（35.3万人：17.2%）の状況となっている<sup>2</sup>。

## 1-2 コロナ禍での在留外国人の動向の特徴

この節では、医療社会史の飯島 渉の文献で指摘した箇所を受けて、詳しく検証を行うことにした<sup>3</sup>。周知のように、日本は2019年末のコロナウイルスに直面し、その感染が収まるまで4年の歳月を必要とした。

まず、コロナ禍の特徴を見るために1952年から2023年までの在留外国人統計から総外国雇用人口（グラフ破線で示したもの）と、入国した在留資格を有する総外国人数（グラフ

<sup>1</sup> 先進諸国が北にあり、発展途上国が南にあるという南北問題を想起する意味で、国連でも発展途上国という表現ではなく、発展途上国を（gkobal South）グローバルサウスと読んでいる。北の先進諸国への種々の不満を抱える意味で名付けているが、グローバルサウスの国ぐにの不満が共通化されていないのも特徴と言える。

<sup>2</sup> 出入国在留管理庁（2024）p.4参照。

<sup>3</sup> 飯島渉（2024）pp.200-6参照。

実線) とを比較したものが図1-3である。

1990年～2023年まで海外からの観光目的で訪れた外国人の動向と総外国人雇用数の前年比の変化を示したものが図1-4である。

就労目的より観光目的の外国人の急減が確認でき、コロナ禍での大きな衝撃の事態を確

図1-3 在留外国人総数と労働目的在留外国人総数の推移

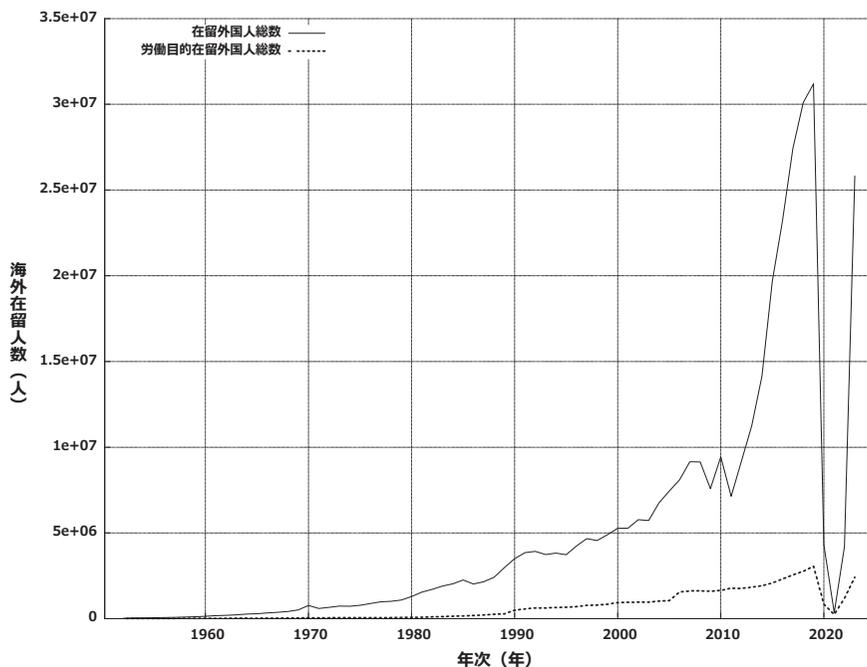
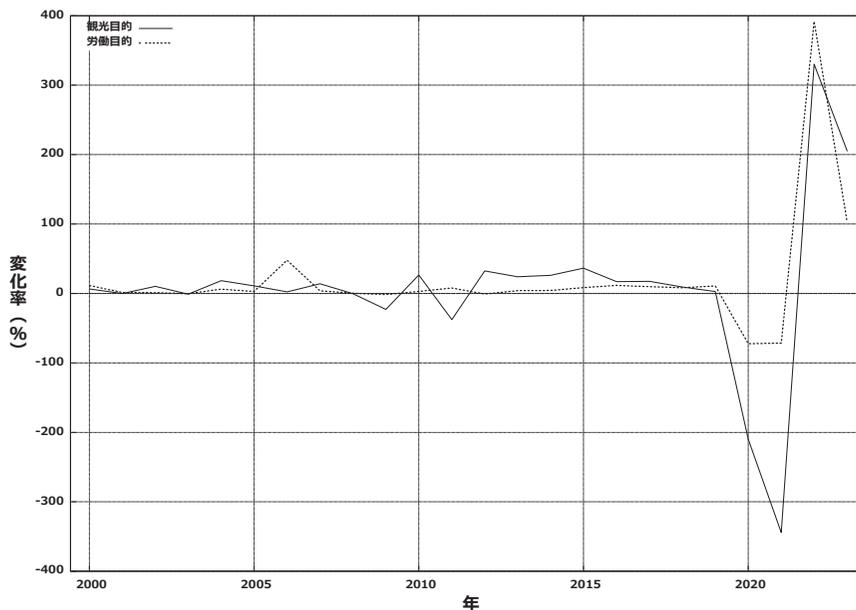


図1-4 観光目的外国人と労働外国人の年変化率の推移

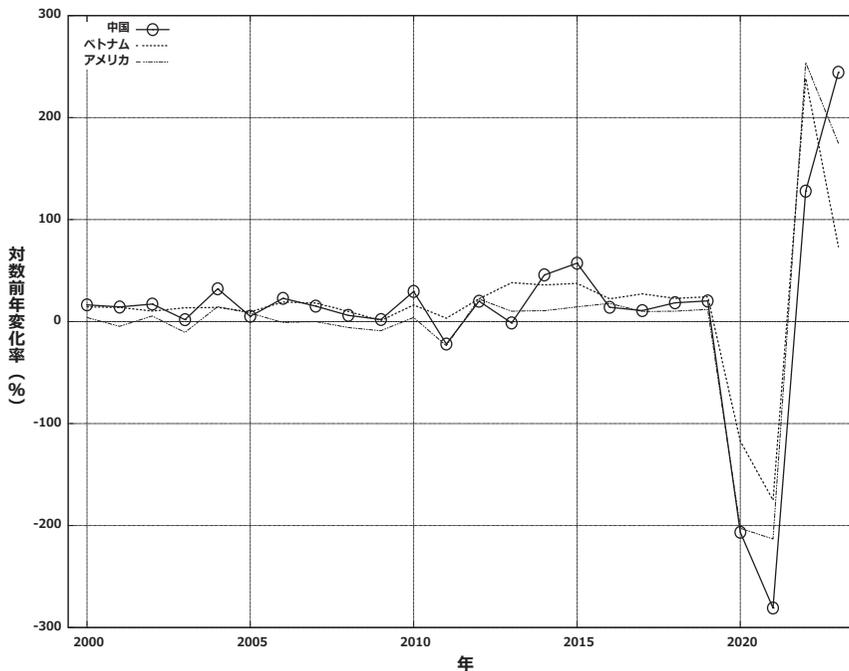


認できる。定住目的や労働および留学目的の場合にでも年率100%減少近くまで記録しているのが、このショックを象徴していると言える。

飯島が指摘したことは、歴史学と社会学の視座ではあるが、人類史上疫病で混乱したときの記録で客観的なものは永続して残りにくく、人びとの実感部分だけが強調されて記憶されることが多い傾向にあると指摘した。経済・社会事象で起きたことを客観的に検証することが、今後、同様の感染症が起きたとき、過去の検証を活用して、人びとがその困難を乗り越える際に役立てることにつながるという主張である。その意味から、在留目的外国人の2019年を過ぎてから、移動についてどのような事が起きたのかを明示することは有用であると考えた。コロナ禍後の経済・経営の人の動きについて見ると、世界じゅうの国で、経済で「市場」概念が浸透し、グローバル化が進んだ。各国の生産部面を見れば、経済は生産活動の連携、物流のロジスティックスで密接な関係を築いていた。その意味で、関係国で経済システムが似通っていて、人の動きも良く似た結果になることが予想される。ベトナムとアメリカはコロナ禍後、在留外国人の日本の入国の動きは良く似ている。それとは異なり、中国だけは少し別の動きになっているように見える。中国では、就労目的の在留だけを見たとき、専門・技術分野での在留、身分に基づき在留する者、そして資格外活動（留学）の身分の、三つの目的での在留人数はほぼバランスの取れた数値で推移している。中国では、滞在・観光目的の訪日者が多くなった事を確認できる（図1-5参照）。

実際に、日本に在留目的外国人の国別入国数を確認すると、アジアでは韓国、中国、フィ

図1-5 国別在留資格外国人の入国数の前年変化率の推移

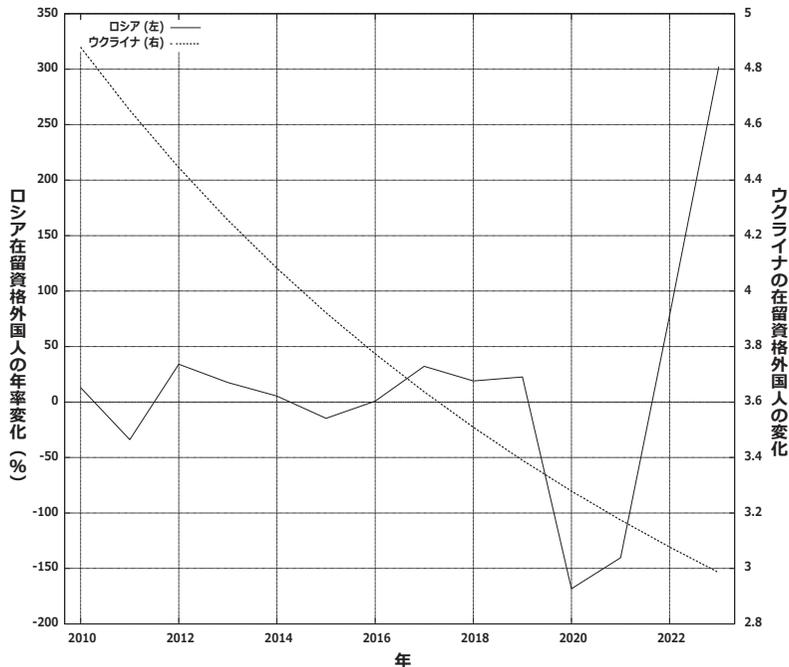


リピン、ベトナム、ネパールの順に入国者数が多い。北米ではアメリカが代表的数値であり、南アメリカではブラジルとチリが代表的数値である。上記の国で、在留資格の特徴を述べれば、フィリピンやブラジル、ペルーの場合は、身分に基づく在留資格を目的とした入国者が多数を占める。2023年の数値を観察すると、ベトナムは技能実習と資格外活動（留学）の在留目的の入国者が7割を占め、ネパールは資格外活動（留学等）が7割超を占める。在留資格の資格外活動（留学生）の目的で入国する外国の主流は現在、ベトナム、ネパールである。

アジアからの在留外国人の数は全在留外国人の総数の70%以上であったことを前に述べたが、コロナ禍前のとき80%であったものが2020年～2022年に70%を切る事態になった。これは他の在留外国人、とりわけ、ヨーロッパからの在留外国人の数が増えたという要因を指摘できるが、同時に他地域のアメリカ、ブラジル、チリの在留外国人もアジア同様に減っていることも確認できる。実際に、アメリカと中国、ベトナムの在留資格外国人の年率変化を記した図1-5でも分かるが、中国がコロナ禍のとき、他国と比べて在留入国者数を急減させた事態を確認できる。

参考として2023年までのウクライナとロシアの在留資格外国人の入国数の年率変化を図1-6で示しておく。ロシアの入国者数の変化は、経済活動の連動した他国と同様の変化に見える。一方、ウクライナについては、コロナ禍と無関係に年々在留目的入国者数の増大率が低下する状況になっていることが分かる。

図1-6 ロシア（左目盛）とウクライナ（右目盛）の在留資格外国人の入国数の年率変化



## 2. 日本の海外労働者受け入れの増加と制度の諸問題—技能実習から特定技能実習制度の創設まで—

### 2-1 日本の少子高齢化で起きる労働人口の減少と外国人労働の雇用政策との関係

海外から在留外国人に対して就労を認める場合、前に説明したように1. 永住権などを持つ者、2. 特殊な技能・資格を有する者、3. EPAによって認められる資格を有する者、5. 資格外活動を認める留学生等に大別される。この上記の4つの区分は、就労目的の在留資格として国が承認している。

ここで検証する事象は4. 技能実習という在留資格についてである。

まず、念のため述べておくが、この技能実習の対象外国人は、自国で専門性を有する者が、その専門性を日本国内で活かすという意味を本来含んでいない。技能実習目的の外国人は、自国の経済発展のために必要な技能やスキルを日本の企業で労働を通じて学ぶため訪日するのである。すなわち、実習の後に帰国する人が対象となっている。技能実習の制度上、実習者の一時帰国は制度の目的から求められると解される。

では、在留資格2. の特殊な技能・資格を有する者をどのように入国管理しているのかと言えば、例えば、入国者の取得学位や職業で必要となる資格、日本での職業の経験年数、給与水準などをポイント制で点数化し、下限の点数を超えたとき特殊技能の在留資格を認め認定している<sup>4</sup>。

グローバルサウスの人に自国の経済発展のための技術・技能を習得させる就労を日本の喫緊の課題である少子高齢化の進捗、とりわけ労働人口の減少という事態の解決の切り札として制度設計し調整しているのが現在の段階と言える。

例えば、食料安全保障という問題を指摘する威勢の良い声は上がっているが、農業一つ取って見ても、農業従事者の高齢化は進捗し、農業労働人口の減少は進み、その方策は無策と言っても過言ではない。その意味から、就労不足産業を救う意味で、海外から有能な人材をどのように迎えるのか、それを活用していくのかという問題は大きな課題として現在横たわっている。

日本は外からの圧力によってのみにしか、大きく国内環境を変えないという史実もあるが、まさに労働市場で外国人雇用を取り込むという大きな変革が進むときは、人災、天災によってなされるのかもしれない。日本では、海外からの人材活用を考える意味で、まず平成2年6月に在留資格の整備によって入国管理を厳格化した。その後、平成20年9月リーマン・ショックの後、平成22年7月在留資格「技能実習」が創設され、これまでの在

<sup>4</sup> 職種により日本の大学の卒業（学位取得）、大学院の学位取得も日本語検定と同様に就労資格のポイントとして加算される場合もある。

留資格は留学と就学に分けられていたものが一本化されることが図られた。そして、平成23年3月東日本大震災後、平成24年新しい在留管理制度が導入され、平成29年11月技能実習法を施行し、平成31年4月「特定技能」制度が創設された。そして、令和2年新型コロナウイルス感染症の流行があつて、令和6年技能実習制度の改廃の議論が進んでいる。その姿は、まさに、天災・人災を兆しとして、海外からの就労目的の入国制度の改変が続いているとも見える。

## 2-2 技能実習制度の概要とその諸問題

技能実習制度は、まず、日本が先進諸国として、グローバルサウスの国々へ経済支援策として作られた歴史的経緯のある制度であったことは前にも述べた。グローバルサウスの人びとが、日本に来て先進諸国の技術・技能について、実習者が学修する計画を事前に立案、それを当局が認証し、その計画のもと語学研修や労働を通じた（OJT：On-the-Job Training 職場内訓練）「技能実習」を受ける。実習者は研修期間に研修修了の資格を有し、彼らが母国に帰り、その専門的知識を自国の経済発展に役立てる。これが「技能実習制度」のモデルケースであり、日本の国際貢献策の一つであった。

それまで、日本に入国できる就労可能な外国人は、専門的・技術的分野の技能を持つ者か、永住権などの特別な身分を有する者、そして資格外活動が認められる留学生だけであり、海外から入国した者に容易に就労を認めない事が日本の就労入国管理の特徴であった。その抜け道ではないが、資格外活動の留学生で訪日したものは、時間制約等ある就労ではあるが、日本の人手不足の状況に大きく貢献してきたのは失笑を禁じえない。

そもそも、財・サービス、労働、資本市場の開放によって経済発展を目指すことが、世界のスタンダードな姿である。例えばEUのように域内の人の行き来をオープンにして、世界から就労目的で域内国で自由に入国者数を増やすことを認めたとき、有能な労働者やあるいは安価な労働が増える場合もある。域内のすべての企業にとってメリットはあるが、反面、労働市場で競争が激化し、魅力の無い労働市場から人が去る。あるいは、労働市場に集まりすぎて、治安面で社会に混乱が生じる場合も起きる。人の行き来を「自由」にすることの経済の影響を測ることは難しい。それ故、多くの国で、就労目的の入国管理を厳しくするのである。

海外からの外国人が、日本に留学・就学目的で入国すれば、条件付きで就労できるという事は就労在留資格の抜け道となっていて<sup>5</sup>、その方法で就労が副次的に認められ、当時、好況の経営者の人員不足の問題の解決の切り札となった経緯もある。他方、円高によ

<sup>5</sup> 誤解の無いように、本学でも、入国管理の面で授業への出席状況などを確認し、留学生の労働時間の状況も監督庁から報告が求められ厳格に対応していることを付言しておく。

り、日本で金銭稼得のインセンティブを強める事態になって、留学目的の渡航者が増えた遠因になり、大学や日本語専門学校の経営を救っているという副次的な効果も散見できる。

不幸な事に、この技能実習制度は、グローバルサウスの産業の高度化をもたらさない。まず制度実施で、日本で不足している労働分野はまさにグローバルサウスで主流になっている産業分野であった。例えば、海外の技能実習者が、日本で農業と漁業の技能を保有しているかを評価・認定し、技能実習で日本の就労を認めるという制度には無駄がある。それは、日本の就労目的は、専門的・技術的分野での在留資格しか極力認めないところにあるので、政府が就労の職種を認可し定めていること自体が経済非合理性を生み出す。

技能実習制度、特別技能の制度も、実習先として増やしたい業種について、実習計画を策定し、認可されれば技能実習の職種は増えることになる。しかし、受入れ先が求める**喫緊**の人手不足に即応できないという問題は残されたままである。これは技能実習先も人手不足の企業が実習先であり、技能実習を進めても、その労働を永続的に自社で活用することを望むので、結局、研修後、労使共に帰国する（させる）インセンティブは乏しくなり、派遣した国の産業に役立つという初期の目的は果たされないという矛盾を指摘できる。

2023年（令和5年）の技能実習の職種別受け入れ先を技能実習人数比で観察すると、1. 建設関係業は20%程度 2. 食品製造関係業は19%、3. 機械金属関係業は15%であった。着目すべき業種は、「その他」で全体の約27%を占めていた。また、日本で不足して送り出し国でも十分に技能を有している者が多い農業では約8%、漁業は約1%と低位なままである。これは本来、実習の必要としない産業で送り出そうと画策している証左と言える。他方、技能実習を受け入れる企業の規模を観察すれば、零細企業が50%近くの比率を占めていて、それがその他という業種が占める割合の大きくなっている理由とも解される。すなわち、技能研修の人がいなければ、研修先の本業が立ちゆかなくなるという事態が見えてきて、そこで研修者が何を研修したのかという実質の問題がさらに浮かびあがってくるのである。

この制度の不具合を解消する意味で、特定技能という制度が作られた。技能実習制度が発足当初の目的が形骸化したまま、日本の産業で不足する人材の喫緊の確保を図るという目的を果たす意図が感じられる。

まず送り出し国と日本とで「特定技能」に関する二国間取決めを締結したところだけに、特定技能の技能実習を認めることにした。これは取決め締結国に、二つの合意点があった。一つは日本と特定技能外国人に係わる求人・求職に関与する、両国内の機関によるある行

為についての情報提供を認め合うことであった<sup>6</sup>。いま一つは、問題是正のための二ヶ国で協議を行うことであった。

特定技能実習制度の二国間取決め締結についての問題を指摘すれば、在留資格外国人の入国数で見たとき、日本で在留資格外国人の入国数の多い中国で、令和6年現在、取決めが締結されていないことである。中国は日本と同等の技術・技能をすでに保持している国で、技能実習制度を用いて入国を希望する者も少ない。しかし、日本に距離的に近く、労働人口も多い。こうした隣国の在留資格で、現在の特定技能目的の就労の形が相応しいのか両国で議論は必要となろう。コロナ後の現実を観察すると、中国と香港、マカオからの就労目的の在留資格外国人の入国は大幅に減退したままである。中国でも日本より急速なスピードで少子高齢化が進んでおり、韓国も含めたアジアの先進国で就労資格を相互互恵関係で認め合う協議を行うことも一つの見識ではないかと思う。

### 2-3 技能実習から特別技能実習制度への改変の特徴

在留資格外国人統計から日本に一番に入国するアジア地域の、1990年より在留資格入国の増えた国であるベトナム、ネパールの資格を確認すると「資格外活動」と「技能実習」の入国であった。

日本では、少子高齢化の進捗により労働人口の減少はコロナ禍後に流通業あるいは外食産業で慢性的な人手不足の顕著な事態が続いている。日本人の大学卒業後の就職状況を見ても、労働市場は売り手優先の状況となっている。経営者の視点から見れば、儲かっている部門へ人を手当てできない状況も確かに散見される。日本での海外労働者数の総数から業種別人数の割合を見ると、製造業28%、サービス業16.1%、卸売・小売業13.5%、宿泊・飲食サービス業11.8%の順である<sup>7</sup>。上の数値を見れば、これらの業種は日本国内で人手不足に悩んでいる業種であり、技能実習の外国人で人手不足を補っている事態を確認でき、それが政府に技能実習制度を改変させた理由であるとも言える。

まず、結論から言えば、日本が就労の在留資格として認めたいのは、本来、専門的・技術的分野の就労目的だけであり、それ以外の職種について、どのように受け入れるかという一つの解が技能実習制度の活用にあったと考えられる。初期の技能実習制度は、ある条件のもとで就労期限を定めたものであった。

<sup>6</sup> 情報は保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文章等の行使及び費用の不当な徴収を行う事、違法な機関の行為を調査することに関連した事項である。

<sup>7</sup> 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（令和2年10月末現在）」のデータより言及した。

特定産業分野（17分野）	
厚労省	介護、ビルクリーニング
経産省	工業製品製造業
国交省	建設、造船・船用工業、自動車整備、航空 宿泊、自動車運送業、鉄道
農水省	農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、林業、木材産業

現在、技能実習の認められる就労は、国では各省庁から選択された上記の特定産業分野を17分野とし、そこから選択される。例えば、現行の特定技能2号相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務を「特定技能1号」とし、特定産業分野に属する熟練した技術を要する業務を「特定技能2号」とした<sup>8</sup>。それぞれ従事する外国人向け在留資格在留者数について、特定技能1号では5年間の上限の受入れ見込み数を定めて入国管理を行っている。また、特定技能1号を終えて、特定技能2号、そして3号に移るパターンを、当局は念頭に置いていることも付言しておく。

上記を要約すれば、現在まで非技術的分野・非専門的分野を技能実習とし、技能実習1号（1年以内）、技能実習2号（2年以内）、技能実習3号（2年以内：最長5年）と区分して、技能実習→特定技能への日本就労の連続性を確保した制度設計となっている。

まず、相当程度の知識と経験を有する者の条件を明確化し、専門的・技術的分野の就労を特定技能1号（1年以内の試験による技能確認の上更新、通算5年）、そして特定技能2号（3年、1年または半年ごとの更新、更新回数に制限無し）を創設した。また、特定技能の日本語能力水準の確認は、技能実習2号を終了していた場合に免除するという現行の技能実習と連動させてもいる。特に、特定技能2号は要件を満たせば、家族（配偶者、子）の帯同を認める形になっていることは特筆すべきであろう。

#### 2-4 実習受け入れ管理団体と実習実施先の管理手法の変化

この制度改革は、当初、外国人の人権への配慮不足、あるいは文化の違いなどから生じる円滑な雇用関係の維持の困難さ、受け入れ先での生活配慮の難しさが国内問題として浮上したことから起きた。政府はこうした問題の発生を、在留資格目的の外国人を海外から連れてくる管理団体、そして、それを受け入れる実習先に遠因があると考え、解決策を講

<sup>8</sup> ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業は特定技能2号でも受入れ可。自動車運送業、鉄道、林業、木材産業は特定技能1号で受入可とする（令和6年4月発表）。

じることとした。まず、技能実習で受け入れる際に、実習計画を立てることから受入れ外国人の生活の便益までの、細々として部分までの指導、研修の実施について、当局に適宜報告し、認証を受け、実施には認可法人の外国人技能実習機構から監督を受けることを求めた。また、実習受入れ先企業が計画策定から就労受入れの雑務の実施状況について、書面で策定し、それを認可法人の外国人技能実習機構へ報告する、もちろん、必要な場合に実地検分を受け入れることも義務づけた。これは、受入れ先が従業員30人未満の中小企業であろうが、すべてこれらを行うのは費用が高額となって難しい。よって、この実習制度は団体管理型の受入れが受入れ総数の98.3%で行われる事態になっている。

実習受入れ管理団体は、国の許可制にし、実習実施者は届出制にし、受け入れ先は技能実習計画を個々に策定し、それを認定制とした。さらに、技能実習生の管理団体等を監督・指導する法的権限を、認可法人の外国人技能実習機構に与えて、管理団体等から機構に報告を求め、必要とあらば機構に実地検査する等の業務を実施させ、現行の許可、届出、認可制を骨抜きできないようにした。

他方、技能実習生の人権等の保護体制が不十分であったことを鑑み、技能実習生自らが通報・申告できる窓口を整備し、管理団体ならびに実習先も含め人権侵害行為等に対する罰則等も整備すると同時に優良な管理団体等に対して、特権を付与する施策を講じた<sup>9</sup>。

また、管理団体や技能実習先の業所管省庁等の指導監督や連携がこれまで不十分であったことを見直して、業所管省庁等と都道府県等に対しても、各種業法等に基づく協力要請等を実施でき、これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を作った。そして、すべての関係者に協議会への加入を義務づけて、指導監督・連携対策体制を構築した。技能実習生の送り出しを希望する国と日本との間で政府（当局）間取決めをこれまでの技能実習者出身国と順次締結しつつ、相手国政府（当局）と協力して不適正な送出機関を排除したのも大きな変更と言える。

## 2-5 2023年（令和5年）現在までの技能実習制度の修正と諸問題

これまでの技能実習制度の改変の議論を最後に要約しておく。まず、政府発表の文献によれば、技能実習制度の施行は、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという趣旨であったことを確認しつつ<sup>10</sup>、その制度を施行し、以下の①～⑤までの欠点

<sup>9</sup> 管理団体として優良と判断された場合、団体へ3つの拡充策が認められる。①実習期間の延長（3年→5年）、②優良管理団体の常勤従業員数に応じた実習受入人数枠を倍増（5%から10%など）、③対象職種の拡大（地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用を実習計画策定の援用を認める）、複数職種の実習の措置、職種の随時追加である）。

<sup>10</sup> 法務省 出入国在留管理庁 厚生労働省人材開発統括官（2023）参照

を述べ改善策を提示し、実行に移した。

- ①技能実習制度で実習管理団体ならびに実習者への監督、実施に際する責任が明確でなかった。
- ②民間機関の公益財団法人国際研修協力機構（現 国際人材協力機構）の巡回指導が法的根拠無いままなされていた。
- ③技能実習生の保護体制が不十分であった。
- ④事業を所管する省庁、都道府県などの指導監督や連携体制が不十分であった。
- ⑤渡航者の国と日本政府間で取決めが存在していない。保証金を徴収しているなどの不適正な送出機関の存在

この指摘された欠点を修正するため、法務省及び厚生労働省で共同に管理する形の技能実習制度の適正化が進められた。

①の問題については、管理団体を許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は実習者個々に認定制と厳格な制度設計とした。

②については、新たに「外国人技能実習機構」という認可法人を設立し、管理団体等に報告を求め、実地検査する等の業務を実施することにした。

③については、通報・申告窓口を整備し、人権侵害行為等への罰則等を整備し、実習先変更支援を充実させた。

④については、事業所管省庁と都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施すると同時に、これらの関係行政機関からなる「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築した。

⑤については、技能実習生の送出しを希望する国と日本で、政府（当局）間取決めを順次作成しつつ、相手国政府（当局）と協力して、不適正な送出機関の排除を目指した。上記の施策の肝は、日本に優良な管理団体等の設置を拡充することであり、優良な管理団体等には研修者に3年の実習期間の後、一旦帰国後したら、更に最大2年間期間を延長することを認めた。優良な管理団体では、海外からの受け入れ可能な人数枠を倍増することも認めた。そして、地域限定の職種・社内検定の活用によって、企業独自の職種、複数職種の実習の措置や職種の随時追加を可能とした。

これは、これまで技能実習目的で入国する外国人の人権配慮などがなされず日本で働かせている実情がメディアで取り上げられ、問題がつまびらかになったため、政府は旧制度の弊害を取り除き、他方海外での風聞も気にした施策であったとも言える。

### 3. 日本とアメリカで純移民者は経済成長にどの程度寄与し、日本の海外からの在留外国人の管理は経済成長に寄与したのか

#### 3-1 日本とアメリカで移民が成長の原動力になっているのかを検証する

ここで、世界銀行のサイトから入手した1970年から2022年のデータを用いて、アメリカと日本の国番号  $i$  をアメリカ  $i=1$ , 日本  $i=2$  とし、純移民（移民として入国者 - 国を転出する者）を独立変数 ( $X_{ij}$ ) として、それぞれの国の一人あたり GDP の米ドル換算値を従属変数 ( $Y_{ij}$ ) とし、それぞれを自然対数値したものをを用いて、以下のような推計モデルを定式化した。

$$Y_{ij} = \text{Const.} + \beta X_{ij} + u_j$$

なお、Const. は定数項であり、誤差項  $u_j$  は  $u_j \sim N(0, \sigma^2)$  に従うものとする。

この推計式はそれぞれ以下の通りである（推計結果は表3-1、表3-2である）。

アメリカ ( $i=1$ )

$$Y_{1i} = -2.59334 + 0.917882X_{1i} + e_j$$

(-0.6127) (3.015\*\*\*)

日本 ( $i=2$ )

$$Y_{2i} = 7.70179 + 0.210057X_{2i} + e_j$$

(4.926\*\*\*) (1.505)

この推計結果を要約すれば、修正済み決定係数にいささか難はあるが、アメリカでは純移民の1%の増加は一人あたりのGDPを0.9%成長させる統計的に有意な結論が得られるが、日本では純移民の変化によって一人あたりGDPの変化を確認できないという結果を得られた。

表3-1 最小二乗法 (OLS), 観測: 1970-2022 (観測数 =53)  
従属変数:  $Y_{ij}$

	係数	t 値	p 値	
Const	-2.59334	-0.6127	0.5428	
$X_{ij}$	0.917882	3.015	0.0040	***
Mean dependent var	10.16615	S.D. dependent var	0.750782	
Sum squared resid	24.87624	回帰の標準誤差	0.698405	
R-squared	0.151300	Adjusted R-squared	0.134659	
F (1, 51)	9.091902	P-value (F)	0.003995	
Log-likelihood	-55.15970	Akaike criterion	114.3194	
Schwarz criterion	118.2600	Hannan-Quinn	115.8348	
Rho	0.975658	Durbin-Watson	0.051769	

以下に表記する表3-1~表3-3の p 値の後の、\*\*\*...有意水準1% \*\*...有意水準5% \*...有意水準10%となっている。この推計の数値データは、論文附表の基礎統計表に記した数値を用いた。表の Const. は定数項、Std. Error はこの推計式の分散に対応する各パラメーターの標準偏差、R-squared は決定係数、Adjusted R-squared は修正済み決定係数である。F ( ) は F 値を示す。S.E. of regression は推計式の攪乱項の分散の不偏推定量である  $s^2$  の計算値である。加藤 (2012) 54-57ページ参照。

表3-2 最小二乗法 (OLS), 観測: 1970-2022 (観測数 =44)  
 除去した観測数 (欠損値や不完備な観測): 9  
 従属変数:  $Y_{2j}$

	係数	t 値	p 値	
Const	7.70179	4.926	<0.0001	***
$X_{2j}$	0.210057	1.505	0.1398	
Mean dependent var	10.04564		S.D. dependent var	0.931143
Sum squared resid	35.37453		回帰の標準誤差	0.917742
R-squared	0.051167		Adjusted R-squared	0.028576
F (1, 42)	2.264908		P-value (F)	0.139818
Log-likelihood	-57.63295		Akaike criterion	119.2659
Schwarz criterion	122.8343		Hannan-Quinn	120.5892

では、つぎに在留資格別入国者によって日本で一人あたり GDP が変化するかを実証分析する。ここでは専門・技術的分野で就労人数 ( $Z_j$ ) と「技能実習」の在留資格の人数 ( $\omega_j$ ) の二つを独立変数とし、日本人一人あたり GDP ( $Y_{2j}$ ) を従属変数とし、以下のような重回帰モデルを定式化した。

$$Y_{2j} = \text{Const.} + \theta Z_j + \kappa \omega_j + u_j$$

なお、Const. は定数項であり、誤差項  $u_j$  は  $u_j \cong N(0, \sigma^2)$  に従うものとする。

この推計式はそれぞれ以下の通りである (推計結果は表3-3である)。

$$Y_{2j} = 2.74733 - 0.212827Z_j + 0.889249\omega_j + e_j$$

(1.967\*)      (-1.119)      (9.371\*\*\*)

表3-3 最小二乗法 (OLS), 観測: 1970-2022 (観測数 =53)  
 従属変数:  $Y_{2j}$

	係数	t 値	p 値	
Const	2.74733	1.967	0.0547	*
$Z_j$	-0.212827	-1.119	0.2685	
$\omega_j$	0.889249	9.371	<0.0001	***
Mean dependent var	9.952585		S.D. dependent var	0.883385
Sum squared resid	7.224174		回帰の標準誤差	0.380110
R-squared	0.821973		Adjusted R-squared	0.814852
F (2, 50)	115.4285		P-value (F)	1.83e-19
Log-likelihood	-22.39298		Akaike criterion	50.78596
Schwarz criterion	56.69683		Hannan-Quinn	53.05899
Rho	0.548674		Durbin-Watson	0.803795

この推計結果を要約すれば、専門的技術分野の就労者の増減は、日本の一人あたりの GDP に影響を及ぼさず、技能実習者の 1% の増加は一人あたり GDP を 0.8% 増大させるという統計的に有意な意味を確認できる。すなわち、技能実習の人数の増加は一人あたり GDP 増大の一助となっていることが明示される。言い換えれば、少子高齢化の進展で労働人口を海外より補うための技能実習制度の人の動きは、現在の日本の経済成長に有益であったという結論が得られた。また、専門的・技術的な分野の就労者を増やす事は日本の

一人あたり GDP の成長と無関係であることも統計的に結論づけられる。

## 結語

本論を終えるにあたり、検討課題について記しておく。日本の少子高齢化のもとで労働人口の減少が起きる問題の解決策は種々存在する。労働経済学の分野では女性の雇用活用、男女働き方改革の必要性などの議論もある。その改革によって、他方、現状の日本の労働市場慣行のまま海外から労働者を持ち込むことで、経済成長ならびに真の日本の豊かさにつながるのか、実証的な検証が必要となろう。令和6年に法制上、技能実習制度は見直される。その効果がどのようなようになるのかは今後の検討課題と言える。日本は、以前には高度経済成長のもと、円高の自国通貨価値高により、日本で働くことは、外国人労働者の技術・技能修得と富の蓄積の面から垂涎的であった。しかし、現在20年続く経済の低成長、そして円安という事態に直面して、世界の労働市場から見て、日本が魅力的な市場と言えない状態に陥っているのかもしれない。他方、アジア諸国でも少子高齢化が進捗する事態も予見でき、世界から見て魅力ある労働市場、労働環境の構築とは何かという本質的な議論が今後必要に思う。

## 参照文献

- 飯島渉 (2024). 『感染症の歴史学』 (岩波新書 東京 2024)
- 厚生労働省 (2023). 「外国人雇用状況の届出状況について (令和5年10月)」 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokgaik-koyou/06.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokgaik-koyou/06.html) より入手 (令和6年5月現在)
- 法務省, 出入国在留管理庁, 厚生労働省, 人材開発統括官. (2023) 「外国人技能実習制度について」令和5年11月9日改訂版
- 加藤久和. (2012). 『gretl で計量経済分析』. 東京: 日本評論社.
- 出入国在留管理庁 (2024). 「外国人材受入れ及び共生社会実現に向けた取組」令和6年4月更新 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf> より入手 (令和6年5月現在)
- 山口壘、岩月真也、夏天. (2023年). 「特定技能1号外国人の受け入れ・活用に関するヒアリング調査」 JILPT 資料シリーズ No.270 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

## 附表

本論文で推計に用いた統計データの基本統計表を以下につけておく。

基本統計量 使用した観測：1970－2022

変数	平均	中央値	標準偏差	最小値	最大値
日本の一人あたり GDP	2.75e+004	3.44e+004	1.47e+004	2.10e+003	4.91e+004
アメリカの一人あたり GDP	3.28e+004	3.00e+004	1.97e+004	5.23e+003	7.63e+004
専門的技術分野の就労数	7.92e+004	7.23e+004	3.90e+004	1.97e+004	1.93e+005
技能実習者等総計	7.15e+004	7.74e+004	5.82e+004	8.73e+003	2.67e+005
日本の純移民者数	7.49e+004	7.29e+004	6.59e+004	-3.99e+004	1.84e+005
アメリカの純移民者数	1.14e+006	1.12e+006	3.60e+005	5.62e+005	1.87e+006

本論文の推計モデルで一人あたり GDP（ドル建て換算）であり、それと純移民者数は世界銀行のホームページのサイトから、それらのデータを入手した。他の在留資格外国人の入国数は出入国在留管理庁発表のデータ、総務省統計データ入手サイト E-STAT より入手した。e+00? は10の?乗という意味である。